

宮城県青少年問題協議会基本計画調査部会設置要領

(設置)

第1 青少年健全育成条例（昭和35年3月31日 宮城県条例第13号）第11条の規定による青少年の健全な育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定等について、宮城県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）が、地方青少年問題協議会法（昭和28年7月25日法律第83号）第2条第1項第1号に基づき審議を行うにあたり、必要な調査検討を行うため、協議会内に宮城県青少年問題協議会基本計画調査部会（以下「調査部会」という。）を設置する。

(調査検討事項)

第2 基本計画調査部会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 基本計画の策定等に関すること。
- (2) その他青少年の健全育成に関すること。

(組織等)

第3 基本計画調査部会は、別表に掲げる協議会委員をもって構成する。

- 2 基本計画調査部会に座長を置き、座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 座長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 座長は、基本計画調査部会で調査検討された内容を集約し、協議会に報告する。

(庶務)

第4 委員会の庶務は、環境生活部共同参画社会推進課において処理する。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年2月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年1月26日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から適用する。

別表

宮城県青少年問題協議会基本計画調査部会構成委員一覧

番号	区 分	氏 名	所 属 ・ 職	備 考
1	委 員	梨 本 雄太郎	宮城教育大学教職大学院教授	座 長
2	委 員	小 林 純子	特定非営利活動法人 チャイルドラインみやぎ 代表理事	
3	委 員	伊 勢 みゆき	宮城県青年会議 理事	
4	臨時委員	前 田 正	大崎市立古川第一小学校長	
5	臨時委員	門 馬 優	特定非営利活動法人 TEDIC 代表理事	